

発議第3号

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年伊賀市条例第53号)
の一部を次のように改正しようとする。

令和7年3月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

内原 篤

市川 岳人

森中 秀哲

北森 徹

山下 典子

記

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成16年伊賀市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「鉄道賃、船賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「伊賀市職員等の旅費に関する条例(平成29年伊賀市条例第2号。以下「旅費条例」という。)第9条の規定による鉄道賃の額、同条例第10条の規定による船賃の額及び同条例第14条の規定による宿泊費」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第5条関係)

鉄道賃の額		旅費条例第9条の規定による鉄道賃(運賃は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは、最上級の運賃とする。)の額と特別車両料金(運賃に加えて特別車両料金を徴する鉄道の乗車区間が片道200キロメートル以上であって、特別の理由により乗車する必要がある場合のものに限る。)の額の合計額
船賃の額		旅費条例第10条の規定による船賃(運賃は、運賃の等級が区分された船舶で移動するときは、最上級の運賃とする。)の額と特別船室料金(運賃の等級を設けない船舶で特別船室料金を徴する船舶により移動する場合であって、特別の理由により乗船する必要があるときのものに限る。)の額の合計額
宿泊費の額(1泊につき)	宿泊地が東京都特別区内にある場合	18,700円
	上記以外の場合	14,800円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発した旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。